



特定非営利活動法人
VAICコミュニティケア研究所

〒263-0051 千葉市稲毛区園生町 1107-7
【Tel】043-290-8015 【Fax】043-290-8016
【E-mail】info@vaic-cci.jp
【URL】http://www.vaic-cci.jp/
2015年5月発行
【発行責任者】佐々部 憲子



2015年4月

「生活クラブ生協くらしと家計の相談室」 オープン!

VAIC-CCIでは、これまで千葉県の委託を受けて生活再建支援相談を実施してきました。その経験を活かし、生活クラブより業務委託を受けて相談部門を担い、共同運営しています。

「生活クラブくらしの家計と相談室」とは

思わぬ失業や健康問題、負債を背負うなどで生活に困窮する人々の増加に対処するため制定された「生活困窮者自立支援法」が、2015年4月から施行されました。これに合わせ、4月1日より「生活クラブくらしと家計の相談室」を開設しました。

この相談室の目的は、生活再生・社会参加のための支援を通じて、「包摂型社会」の実現をめざすことです。具体的には、ローンや借金問題、生活資金の不足、家計のやりくりなどの生活相談を電話で受け付けます。その後、面談や家計診断などを経て、家計の再生が見込める方には、家計再生支援のために貸付を行います。相談者にとって、他機関への紹介が有益な場合は、生活保護の申請や公的貸付制度の紹介など、関連する機関の紹介をします。

また、同日に開設した隣接の「特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば」とも連携し、就労支援を行う予定です。

【詳しい相談・支援の流れは次ページ】
＜生活クラブ生協 HP より＞

＜詳しいお問い合わせやご相談は「生活クラブくらしと家計の相談室」まで＞

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-9-9 エレル千葉中央ビル 304

☎ 043-202-1471 【受付時間】 10:00～17:00 (日曜・祝日を除く)

※千葉県認可の事業です。相談貸付事業のご利用は千葉県内の在住者に限ります。



こんな相談がありました

Case 1 ○○市の生活困窮者自立支援事業相談窓口との連携ケースアリエッティ基金も活用



仕事がなく、生活費に困っていた60歳代後半の夫婦が生活困窮者自立支援事業相談窓口にご相談。受給資格のある年金を受給していないことが判明したことから、自立支援相談員が受給できるように手続き支援をしたが、入金されるまでに2ヶ月くらいかかる。それまでの生活費を借りられないか？

解決！

妻と自立支援相談員の2名が生活伴走人となり、貸付することを決定。しかし貸付実行までに約1週間かかることから、当面の生活費としてアリエッティ基金からつなぎ資金として20,000円を貸し出した。

Case 2 フードバンクと社会福祉協議会の緊急小口資金につないだケース



日給月給で仕事をしていましたが、交通事故にあい、仕事ができない。車も廃車になったので病院に行くにも交通費がかかる。加害者側の書類が揃わず、自賠責保険の請求申請がまだできていないが、いずれ請求申請したらお金は入る。交通事故前の給料が数日分ではあるが入る予定なので、それまでの数日分の生活費を借りられないか？手持ち金が数百円しかない。

解決！

社会福祉協議会の緊急小口資金の申請を支援するとともに、緊急小口資金が入金されるまでの数日分の食料をフードバンクから送ってもらうように手続きをした。

Case 3 家計の見直しをして貸付を実行したケース



夫を病気で無くした年金くらしの70代女性。夫の病気の治療費で貯蓄がなくなってしまったことから、日々の生活は年金で賄えるが、特別出費があるとお金が足りなくなってしまう。故障した中古車の買い替え代を貸してもらえないか？

解決！

家計表を作成。これまでの生活では年金額いっぱいであった支出を見直した結果、貸付を実行した場合の返済金と貯蓄に回せる金額を捻出できた。貸付を受け、家のリフォームができるうえに、貸付の相談をきっかけにこれまでの生活費の使い方を見直すことができた。



生活伴走人

専任の相談員が専門家と連携しながら、相談者に寄り添い生活再生を図る人。この貸付業務ではいわゆる「連帯保証人」は不要だが、この生活伴走人がいることが条件となっている。



アリエッティ基金

融資決定までの数日間を過ごす小額のお金にすら困る人への、3万円を限度とするつなぎ資金を用立てる基金。



緊急小口資金

医療費や介護費の支払等の臨時生活費や、給与の盗難・紛失によって世帯生活費が必要なとき、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、個人ではなく「世帯」に貸付けて貰える社会福祉協議会の制度。

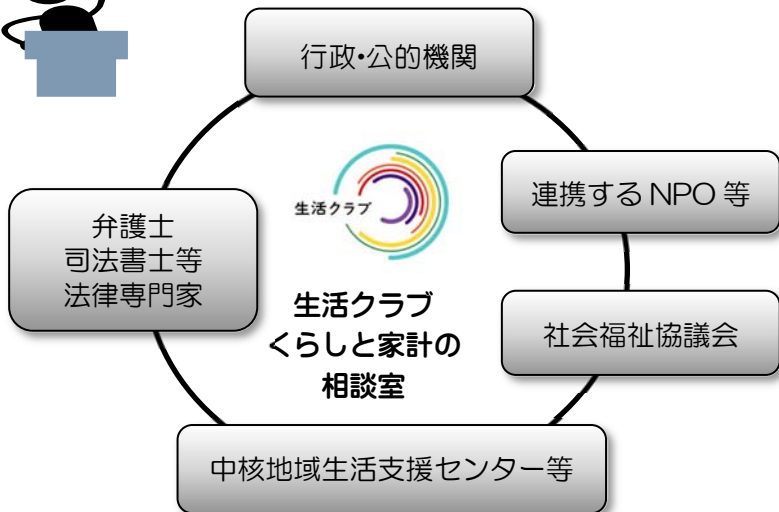


フードバンク

まだ賞味期限が残り、食べられるにも関わらず廃棄せざるを得ない食品を無償で引き取り、食べ物を必要とする人に無償で提供する活動。



ご支援・ご相談の流れ



●貸付を行うことで、家計の再生が見込める方
●一定の収入があり、生活再生の手段を講じることで返済が可能な方

家計再生支援貸付(ご融資)
ご融資条件
●金利…年利9.0%
●限度額…300万円
●返済方法…元利均等返済・最長5年
●延滞損害金延滞利率…14.6%
●原則として「生活伴走人」をつける
※ご融資の場合は生活クラブ生協への加入が必要です(加入出資金1000円が必要)
※生活伴走人…相談者とともに生活再生をめざし問題解決をはかる人、弁済義務は負わない

電話受付・面談予約

面談

お金に関して解決をはかる場合


家計診断

生活再生手段の検討・提案

相談者にとって他機関への紹介が有利で有効となる場合は紹介・ご案内をします

生活保護申請
公的貸付制度
法的整理
就労支援
家計やりくり改善

★★★ カフェベルダ閉店と佐倉センター閉鎖のお知らせ ★★★

2008年から風の村佐倉の敷地内で運営してきました、地域交流スペース“カフェベルダ”は、風の村の委託が終了したため4月30日をもって運営を終了しました。また、店内の一角に拠点を置いて活動してきました佐倉センターは、拠点が無くなりますので閉鎖いたします。これまで、カフェベルダをご利用いただいたり、売店出店やギャラリー展示で季節感溢れる素敵なスペースを作っていただいた地域の皆様、佐倉センターに関わっていただいたボランティアや地域の方々に厚く御礼申し上げます。今後風の村佐倉でのボランティア活動は、風の村が対応いたします。なお、しばらくは携帯対応いたしますのでよろしく
お願いいたします。 【佐倉センター  080-9642-0374】

ありがとう



わたしのボランティア No. 30

～～ 高次脳機能障がい者の宛名書きボランティア ～～



私は、15年前、かぜの菌が脳に入り、脳炎を起し、その後遺症で、日常、目まいやほろ酔いをする「せんかん」という病をもった「高次脳機能障害者」です。
 そんな発作の毎日の中、週1回会社の「宛名書き」というボランティア活動をさせていただいております。
 現在は「パソコン」で宛名などは印刷される中、「筆文字」で「直筆」で宛名を書くというボランティアです。
 幼い頃、近所の書道教室に通っていたせいか、現在、ボランティアの会社の方々から「きれいな文字ですね」と言われます。
 そんな時、恥ずかしながら、うれしいです。それよりも、最も、「人のために、何かをやりあげた」という「充実感」も味わせていただいております。

(習志野市在住 有希子さん)

園生発



今月のレシピ

新玉ネギのチーズ炒め



(材料 2人分)

- ・新玉ネギ 1個
- ・ベーコン 2枚
- ・クレソン 1束
- ・粉チーズ 大さじ1/2
- ・粒マスタード 一小さじ1
- ・塩コショウ ツツ
- ・オリーブ油 一小さじ2

- ① 新玉ネギは縦半分になり、幅5mmに切る。ベーコンは幅5mmに切る。クレソンはザク切にする。
- ② フライパンにオリーブ油をしき、弱火で熱してベーコンをカリカリになるまでじっくり炒める。
- ③ 新玉ネギを加え、強火にして3~4分炒め、さらに粉チーズと粒マスタードを加えて炒め合わせる。塩コショウで味を調え、最後にクレソンを加えて軽く混ぜ合わせ、器に盛る。



＜第7回通常総会のご案内＞

- ◆日時◆ 2015年6月25日(木)
10:00~12:00
- ◆場所◆ いなげビレッジ虹と風
地域活動スペース虹

家の周りにはまだ一部自然が残っている。
 春が近づくとうぐいすが鳴き始め、春を感じる。
 最近、毎日夜になるとカエルの合唱が聞こえるようになった。近くにある池に住みだしたようだ。
 カエルはあまり得意ではないがまたひとつ、季節を感じる事が増えた我が家である。

(N. H)

スタッフの
ちよっとカフェタイム

